

公 示

海外日本食優良店普及促進事業の公募について

「海外日本優良店普及促進事業」について、平成 21 年度当該事業に参加する者（事業実施主体）を公募しますので、希望される方は、下記に従いご応募ください。

なお、この公募は、平成 21 年度予算により実施する事業に係るものですが、予算成立後できるだけ早く事業を実施するため、予算成立前に行っているものです。このため、今後変更があり得ますので、あらかじめご承知おきください。

記

1 事業の趣旨

国産農林水産物・食品の輸出を促進するとともに、日本食への理解を深めるため、平成 19 年 3 月に「日本食レストラン推奨計画」（以下「推奨計画」という）が提言としてまとめられ、平成 19 年度においては、国は推奨計画の立ち上げを側面的に支援するための基礎調査等を実施してきたところです。

実施主体が自主的に取り組む、地域ごとの推奨基準の制定等現地の実情に応じた日本食優良店の支援方針の策定、民間の現地組織による日本食優良店に関する情報収集、日本食・日本食材・日本食レストラン等についての普及啓発活動等の取組に対して支援を行います。

2 事業の概要

(1) 海外日本食優良店普及促進組織運営

「日本食レストラン推奨計画」の提言の具体化に向けた事業運営を行っていくための検討会を開催します。

(2) 基準策定等調査

海外組織を活用し、特定非営利活動法人日本食レストラン海外普及推進機構が作成した「推奨ガイドライン」を踏まえ、海外の実状に即した日本食レストランを推奨するための基準の策定等に必要な調査を行います。

(3) 情報収集

「日本食レストラン推奨計画」を効果的に推進するために必要な情報収集を行います。

(4) 普及啓発

日本食、日本食材、日本食レストラン等について普及啓発活動を行います。

3 応募資格及び応募方法

下記の公募要領等をご参照ください。

- ・平成 21 年度農林水産省総合食料局関係事業に係る公募要領（以下、公募要領という）

<参考>

- ・（改正予定）農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱
- ・（改正予定）農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱

4 応募期間

平成 21 年 2 月 5 日（木）～ 平成 21 年 3 月 16 日（月）17:00 までとします。

5 補助金等の交付候補者の選定方法

公募要領に基づき、提出された課題提案書等において審査を行い、補助金交付候補者として1者を選定します。

6 公募要領等を交付する日時及び場所

(1) 日時：平成21年2月5日（木）～平成21年3月16日（月）
10:00～12:00 及び 13:00～17:00（土日、祝祭日を除きます）

(2) 場所：「10 問い合わせ先」

なお、公募要領等は、農林水産省のホームページから印刷することも可能です。

7 課題提案書等の提出期限等

(1) 提出期限：平成21年3月16日（月）17:00 必着

(2) 提出先：「10 問い合わせ先」

(3) 提出部数：・課題提案書（別紙様式1-1から1-4）…正1部、副8部
・団体の概要が分かる資料…9部

8 課題提案会の開催

開催する場合には、応募者に対して事前に連絡します。

9 その他

本公示に記載なき事項は、公募要領等によるものとします。

10 問い合わせ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省総合食料局食品産業振興課業務振興班振興係（北別館6階ドアNo.北608）

電話：03-3502-8111（内線：4150）

FAX：03-3502-0614

以上公示する。

平成21年2月5日

農林水産省総合食料局長
町 田 勝 弘